

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事から平成31年1月22日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成31年3月12日

山形県監査委員	伊	藤	重	成
山形県監査委員	鈴	木		孝
山形県監査委員	武	田	一	夫
山形県監査委員	加	藤		香

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
庄内職業能力開発センター	予算の計画的・効率的執行がなされていないものがある。	<p>毎月の所属長・担当者による郵便切手の在庫点検により、適切な在庫管理ができる体制を整えた。年度末残高が年間使用額の25パーセント以内となるよう在庫管理を徹底した。郵便切手等の購入に関しては、事前に所属長の了解を得てから購入することとし、これまでよりも確認体制を強化した。</p> <p>会計事務担当者において、監査の結果や会計事務担当者研修会等の内容の情報共有を図り、十分留意し事務執行にあたる。</p>